

社会福祉法人 一藤福祉会

摩耶保育園

業務継続計画

理事長 水谷 尚禎
園長 味岡 幸博

住所 周智郡森町森 1 5 7 5 - 1
電話 0 5 3 8 - 8 5 - 0 2 8 4

作成日 令和 5 年 1 2 月
改定日 令和 6 年 4 月 1 日

1 基本方針

1 本計画の基本的な考え方

感染症の大流行(パンデミック)発生時や大規模な自然災害が発生した時にはあらゆる機関が被災し、人やライフライン等の資源が制約された中で災害応急対策業務や災害からの復旧、復興業務に加えて、災害時であっても極力継続して業務を行わなければならない。そのためには、人や資源がどのようにどの程度確保できたならば業務を実施するか、実施に向けどのようなことを行うかを予め整えておくことが必要である。このために本計画を作成する。

なお、以下のことを目的として、本計画を作成した。

感染症・自然災害共通事項

発生時の状況判断と緊急対応によって、最低限必要な利用者対応を行う。

- (1) 園児と職員の命と尊厳を守る。
- (2) 発災後も保育事業の継続を図る。
- (3) 可能であれば事業継続しながら復旧活動を行い、通常業務の再開を目指す。
- (4) 以上の活動を通し、できる限り地域に貢献する。

2 事業継続計画の作成方針

(災害時)

(1) 予防・初動対応	① 防災管理組織を自動的に立ち上げ、消防計画、避難確保計画等に従い行動する。 ② 園児、職員の安全と安心を最優先に確保する。
(2) 「大災害対応」発動とその後の活動	① 被災状況を踏まえて防災組織を園長が招集する。 ② 「大災害対応」発動後は以下の活動を行う。 ・ 防災管理組織の再整備、災害対策（情報収集など） ・ 重要業務の継続（利用者対応） ・ 地域との連携、共助
(3) 職員の参集	① 大災害（震度5以上）の場合、原則全員集合する。 ② 大災害の場合は令和6年4月1日現在の実際の出勤可能性調査に基づき「職員参集リスト」を作成し、速やかに防災管理組織を編成する。
(4) 非常時の備蓄	① 食料の備蓄は3日とする。必要な場合、利用者と職員は最大3日間宿泊可とする。 ② 備蓄品については定期的に使用期限等を確認し更新する。
(5) 事業継続計画の見直し	① 実経験、新たな自治体防災情報をもとに、その都度見直し改定する。 ② ①がない場合でも、訓練や職員体制の変更等を踏まえ毎年見直し、改定する。

2 初動対応

1 組織体制

防災計画に基づき、防災管理組織を立ち上げることとするが、職員の参集状況を考慮し、参集職員で組織する。

2 勤務時間内の対応

活動区分	施設内	早番・遅番時	園外活動時
(1) 安全確保	その場で園児と自身の安全を確保	その場で園児と自身の安全を確保	その場で園児と自身の安全を確保
(2) 緊急避難	防災計画の「防災対策委員会及び防災管理組織の編成表」、「自主防災組織の編成とその任務」と同様	避難場所 ① 園庭 ② 遠江総合高校	・危険な場所から離れる ・指定の避難場所へ避難 ※地元以外の場合は警察等に問い合わせる。
(3) 初期消火		出火場所へ急行し、初期消火	可能であれば近隣の消火活動に参加
(4) 緊急連絡と安否確認		・119通報 ・おがスマで家族に連絡 ・法人本部、健康こども課へ状況報告	・施設に連絡 ・おがスマで家族に連絡 ・法人本部、健康こども課へ状況報告
(5) 緊急点検・応急措置		・応急救護 ・施設被災状況、ライフラインの点検	・応急救護 ・帰園方法の情報収集
(6) 地域対応		地域からの避難者対応（地域への避難対応や一時休憩場所の提供など可能な範囲で対応）	可能な範囲で地域の避難者対応の実施
(7) スタッフ参集	初動対応を優先し、園長のもとに参集する	初動対応を優先し、園長のもとに参集する	初動対応を優先し、園長のもとに参集する

3 勤務外の対応

(1) 発災直後

地震の安全確保。危険な場所から離れる。避難する。

(2) 緊急連絡と安否確認

被害状況等できる限り園長又は主任へ連絡。事前調査の出勤可能時間にかかわらず、各自の状況により判断行動することとし、無理に移動しない。（特に夜間）

3 「保育を通常どおり継続できるか」の判断と対応

1 「保育を通常どおり継続できるか」の判断

そのときの「人」（園児数、スタッフ数）、「物」（建物設備、備蓄品等）、「周辺状況・ライフライン」（電気、ガス、水道、通信等）の状況を考慮し、通常どおり保育を継続できるかを判断する。

※園舎建物の危険度判断は町の手配により実施されるが、優先的に検査が実施されるかは不明。

※プロパンガスは緊急遮断の解除等ガス事業者に依頼する。

※飲料水は備蓄されているペットボトルの物を活用する。

2 判断後の対応

通常どおりの保育継続可能・・・後片付け、通常復旧 ＊1

通常どおりの保育継続困難・・・災害対応 ＊2

＊1 一部保育可能な場合

「歳児別に実施」や「時間に制限を設けて保育を実施」等については速やかに保護者と協議を行い可能な保育を実施する

＊2 園舎が壊滅的ダメージを受けていたりライフラインの復旧が見込めない状況下で再開できない場合、代替え場所が確保できないか検討する。

4 事業継続計画の運営管理

1 基礎学習と訓練

(1) 基礎学習《職員》

総合的な防災関連学習を映像や資料により学習する。

当計画の内容をしっかりと理解する。

AEDの取り扱い、消火方法、通報方法など正しく理解する。

(2) 訓練《園児・職員》

毎月行う避難訓練と関連付ける。

備蓄食品についてその利用方法について知る。

発電機の使用方法や自動車からの電気供給方法を知る。

2 計画の更新と履歴

(1) 更新

① 新年度毎に職員参集名簿の更新を行う。

② 備蓄品リストの作成（マニュアルに掲載）

③ 町のハザードマップの変更や周辺環境の変化に伴い文章の変更が必要な時

④ 災害発生後において全般的に振り返りを行い修正する。

(2) 履歴

更新した時は更新した内容、その理由、更新日を記録する。

(新型コロナウイルス感染症)

1. 被害想定

新型コロナウイルス感染症の流行、発生を想定

2. 流行時の感染防止対策に向けた取り組み

(1) 最新情報の収集 感染状況、政府や自治体の動向等を把握する。

(2) 基本的な感染症対策の徹底

- ・手指消毒、マスク着用等の基本的な感染症対策の実施
- ・園入り口での個別送迎対応・定期的な換気の実施

(3) 利用者及び職員の体調管理

園児及び 利用者	・感染の疑いについて早期に発見できるよう、検温の実施と体調確認を行う。 ・体調の変化を伝えることが難しい場合もあることから、注意深く観察する。
職員	・無理をして出勤することのリスクを周知する。 ・発熱等の症状が認められる場合に出勤しないことを徹底する。 ・体調が悪い時には速やかに相談できる環境を整えていく。 ・日常生活置いての注意事項を周知する。

(4) 出入りする委託業者等

- ・物品の受け渡し等は、玄関など施設の限られた場所で行う。
- ・施設内に立ち入る場合は、検温を実施し発熱が認められる場合には入館を断る。

(5) 衛生用品の確保と備蓄

- ・マスク、消毒剤等の在庫量、保管場所を確認しておく。
- ・使用量が増加した場合を想定し、普段から備蓄しておく。
- ・感染拡大により在庫量が減るスピードが速くなることや、依頼してから届くまで遅滞があることを考慮して、適時適切に調達できるよう検討しておく。
- ・複数の調達ルートを確保しておく。

3. 感染が発生した場合に備えての準備

(1) 職員の確保

- ・感染者が発生した場合には、保健所の指示に従って、濃厚接触者の特定、検査、消毒等が実施されるが、園運営に関しては通常開園、一部休園措置、全体休園措置が考えられる。

(2) 職員が不足した場合の運営

- ・他法人、他団体への協力要請など手を尽くしても、運営に必要な職員が不足する場合も想定される。職員が減少した場合を想定して、提供できる保育の内容を考えておく。 ※実際に人員が不足した場合には、森町健康こども課に状況を報告し指示を仰ぐ。

(3) 濃厚接触者が派生した場合

- ・濃厚接触者が発生して、検査及び出勤停止になった場合も、人員不足が想定されることから、感染発生に準じた準備が必要である。

4. 新型コロナウイルス感染の疑いが発生した場合

発熱、咳、倦怠感、咽頭痛、嗅覚障害、味覚障害、下痢等の症状等が確認された場合、速やかに新型コロナウイルス感染症を疑い、職員は発熱等の症状(主に上記の症状が認められる場合には、出勤を行わないことを徹底する。

(1) 初動対応

感染疑い発生した場合は、速やかに管理者等(園長)に報告する。

感染疑いが利用者の場合は、保育園から保護者へ報告する。

(2) 保育園内での情報共有

他の利用者や職員に体調不良者がいないか確認する。

(3) 関係機関への報告

医療機関で受診して検査を受ける場合、又相談センターの指示で検査を受ける場合には、速やかに関係機関(森町健康こども課)に報告する。又、保護者から検査を受ける報告を受けた場合も、森町健康こども課へ報告をする。

(4) 保護者への報告

状況について園児保護者へ報告する。家庭での状態や症状の経過、受診・検査の実施等の今後の予定について共有を依頼する。

5. PCR 検査を受ける場合

(1) 登園停止及び出勤停止について

厚生労働省から発表されている

- ・陽性の場合の療養解除について

- ・濃厚接触で陰性と判定された場合の健康観察期間の基準に従い、園児は登園停止、職員は出勤停止とする。

(2) 検査結果の報告

検査結果は、速やかに西部保健所及び森町健康こども課に報告する。以降の対応及び園運営については、保健所及び関係機関の指示に従う。

6. 感染者が発生した場合

感染者が発生した場合には、速やかに保健所及び森町健康こども課に報告を行い、その指示に従うものとする。

- ・濃厚接触者特定への調査協力
- ・休園措置等についての利用者への連絡
- ・園施設の消毒
- ・園職員の PCR 検査
- ・その他、関係機関から指示があった事項 などを行うものとする。

《休園等について》

休園措置等については、検査結果及び健康観察期間の状況を行政担当機関に報告して、その指示に従う。

- ・保健所及び森町健康こども課から休業要請があればそれに従う
- ・通常運営又は一部休園措置の場合でも、感染者の人数、濃厚接触者の状況、勤務可能な職員の人数、消毒の状況等に応じて、園運営が可能かを検討する。

《休園の通知》

- ・保健所及び森町健康こども課の指示と指導助言に従い、園児保護者及び利用者に休園を通知する。
- ・休園等の期間における連絡窓口等を明示して、休園期間中の消毒等の情報や従業員の対応等について説明を行う。

《再開の通知》

- ・保健所及び健康こども課の休業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。
- ・消毒等の環境整備や職員の健康状態より定めた期間を経過した場合には再開する。
- ・再開するにあたっては、園児及びその家族をはじめ、情報共有を行ってきた関係機関に再開となる旨を通知する。

7. 感染拡大防止に向けて

(1) 保健所との連携

《濃厚接触者への対応》

- ・感染者が発生した場合、保健所の指示に従い、濃厚接触者の特定に協力する。
- ・症状出現2日前からの接触者リスト、直近2週間前の勤務記録、園児の健康チェック(体温、症状等が分かるもの)、登園児の記録等を準備する。
- ・消毒範囲、消毒内容、生活空間の区分け、運営を継続するために必要な対策に関する相談を行い、指示助言を受け実施する。

《濃厚接触者への対応》

園児及び職員は自宅待機し保健所の指示に従う。

- ・自宅待機中は外出を避け、ご家族、同居者も健康観察し、不要不急の外出を避ける。
- ・職場復帰時期については、健康観察の状況を報告し、保健所の指示に従う。

(2) 必要物資の確保と備蓄

マスク、消毒液等の衛生用品の確保と備蓄

- ・利用者の状況及び濃厚接触者の人数から、必要量の見通しを立てる。
- ・不足が見込まれる場合は、自治体、事業者団体に相談する。
- ・感染拡大により在庫量が減るスピードが速くなることや、依頼してから届くまでの時間がかかる場合があることを考慮して、適時・適切に調達を依頼する。

(3) 情報の取得と共有

- ・感染者の情報、感染者の症状、濃厚接触者の人数や状況を報告共有する。
- ・保健所や行政からの指示指導についても、関係者に共有する。
- ・利用者・職員の状況(感染者、濃厚接触者、勤務可能な職員数等)、休業の期間、

休業中の対応、再開の目安等について、保育所内で共有する。

- ・感染者や濃厚接触者となった職員や利用者について、同居家族の勤務先や通学先等を把握している場合は、個人情報に留意しつつ、必要に応じて情報を共有する。

（４）労務管理

- ・勤務可能な職員をリストアップし調整する。
- ・職員の不足が見込まれる場合は、早めに応援職員の要請も検討し、可能な限り長時間労働を予防する。
- ・勤務可能な職員の中で、休日や一部の職員への業務過多のような、偏った勤務とならないように配慮を行う。
- ・日頃の声かけやコミュニケーションを大切にし、心の不調者が出ないように努める。
- ・風評被害等の情報を把握し、職員の心のケアに努める。

（１）情報発信

- ・保育所内で公表のタイミング、範囲、内容、方法について方針を決定する。
- ・公表内容については、園児及び保護者・職員のプライバシーへの配慮を重視する。
- ・取材があった場合には、対応者を決めておく。
- ・複数名で対応にあたる場合は、対応者によって発信する情報が異ならないよう留意する。
- ・園児・家族・職員が報道を見て初めてその事実を知ることがないように気をつける。
- ・発信すべき情報については遅滞なく発信し、真摯に対応する。